

第24回福岡市屋外広告物審議会 議事録

福岡市住宅都市局都市づくり推進室都市景観室

日時 平成27年9月25日(水) 15:00~17:00

場所 福ビル9階Bホール(福岡市中央区天神1-11-17)

出席者

[委員]

佐藤委員(会長)、梅津委員、清須美委員、佐々木委員、末廣委員、中芝委員、森委員、篠原委員、太田委員、国分委員、平畑委員、川口委員、花岡委員(谷口委員代理)、田中委員、中田委員、岡部委員

[事務局]

住宅都市局理事 田畑、都市づくり推進部長 町田、都市景観室長 正木

次第

- ・ 報告事項「第23回審議会における委員からのご意見について」
- ・ 審議事項「屋外広告物規格基準の見直し(素案)について〔市民意見募集資料〕」
- ・ その他

【発言要旨】

○会長

定刻となりましたので、只今から第24回屋外広告物審議会を始めます。

本日の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

委員の出席者数は19名中16名となっており、委員の2分の1の定数に達しているため本審議会規則第7条の規定により会議が成立することを報告いたします。

なお、1号委員の松下委員、三浦委員、5号委員の飯田委員、以上3名の委員は都合により欠席されています。

○会長

本日は報道関係、傍聴の方はおられますか。

○事務局

現在、報道関係の方が2社、傍聴者は0名です。

○会長

審議に入る前に、事務局の方から本日の配布資料の確認をお願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

〈資料の標題を順位読み上げて確認〉

○会長

資料の不足はないようですので、これより審議を行います。

それでは、1. 報告事項「第23回審議会における委員からのご意見について」及び、
2. 審議事項「屋外広告物規格基準の見直し（素案）市民意見募集資料について」、順に事務局より説明をお願いします。

○事務局

最初に「福岡市屋外広告物規格基準等見直しスケジュール」について説明します。8月に第23回福岡市屋外広告物審議会を開催しました。今回は、平成27年9月の今年度2回目となる第24回福岡市屋外広告物審議会で、審議事項としましては、「屋外広告物規格基準等の見直し（素案）について〔市民意見募集資料〕」です。こののち、10月末から約1ヶ月間、市民意見募集を行います。平成28年2月には第25回福岡市屋外広告物審議会を開催し、市民意見募集の結果及び対応について並びに屋外広告物規格基準等の見直し（素案）についてご審議いただきたいと思っています。その後、平成28年3月に屋外広告物条例改正を議会に諮って決定し、5月に規則及び告示の改正。周知期間を以て10月に条例の施行運用を行う予定としています。

続いて、資料1「第23回審議会における委員からのご意見について」を説明します。まず【地域区分について】ですが、「エリアを分けて基準を変えるのであれば、緩和するところと厳しくするところの考え方や、現行の基準と比較して実際に少なすぎるのか逆に多すぎるのか、必要性をきちんと提案すること」とのご意見について、検討案として資料2の見直し素案において地域別規格基準と景観誘導の考え方を5ページから12ページに掲載しています。詳細については後ほど説明します。

次に、【都市景観形成地区との関係について】は、「地域別の規格基準をチェックするため、見直しの基準と都市景観形成地区における規格基準の比較一覧を示すこと」とのご意見について、資料3「新基準と都市景観形成地区の基準との比較」を作成したので内容を説明します。

資料3の「都心部・空港地域」ですが、見直し素案資料の4ページに掲載している区分図のピンク着色しているところです。この「都心部・空港地域」に該当する都市景観形成地区として、「天神地区」、「はかた駅前通り地区」があります。資料3の薄い緑色で示しているところに「新規規格基準を設定するにあたっての考察」を記載しています。都市景観形成地区の両地区では、いずれも屋上設置広告物は自家用に限る、あるいは窓面広告物を掲出してはならないなど、地区特性に特化した細かい規制をしており、中小の建物や様々な業種が混在している一般地区への適用は厳しすぎると考えており、新規規格基準としては、現行の規格基準を基本としつつ、建物大型化への対応を図るとともに、歩行者の安全性の向上を図るための基準を設定しています。歩行者の安全性の向上につ

いては、各地域共通の項目として規定しています。

次に、屋上設置広告物ですが、都市景観形成地区両地区では設置そのものを禁止しており、これも一般地区への適用は厳しすぎると考えており、新規格基準としては、現行の規格基準と同じとしています。

地上設置広告は、都市景観形成地区両地区ではとくに基準を定めていないため、現行の規格基準と同じとしています。

壁面設置広告物の広告板については、建物規模が大型化しても外壁面広告板の表示面積は規模に関わらず一律の基準のため、市民や利用者にわかりやすい建物名称などが掲出できるよう、また、建て替えなどによる機能更新の阻害とならないよう、大規模な壁面に広告板を表示、設置する際の面積を緩和します。本資料 3 の最後のページに参考として、「大規模建築物における壁面設置広告板掲出面積 緩和の考え方」を添付しています。建築物の壁面を利用して広告板を掲出する場合、現行では壁面面積の $1/3$ 以下かつ 50 m^2 以内としています。壁面の規模が大きい建築物では十分な広告効果が得られないことから、建物規模と広告板の適正なバランスが必要と考えています。検討図では、3 つの建物を一緒にしたときに、現行の規格基準では左下図のように従前と同じ規模の面積しか掲出できず、建物名称や用途などを十分に公衆に伝えることが難しい状況となることから、複合施設の名称や商標等の掲出が可能となるように緩和するもので、面積の掲出基準を壁面面積 $1,000 \text{ m}^2$ 以上について壁面面積の $1/20$ 以下とするものです。

また、全ての壁面設置広告物について、都市景観形成地区の両地区のように壁面面積の $1/10$ 以下、 $1/6$ 以下では、小規模な建物の場合に掲出面積が限られてくることから、一般地域へ適用することは厳しいと考えており、現行の規格基準と同じとしています。

次に、突出広告物です。都市景観形成地区の両地区では、道路にかかる広告物は設置できないなど敷地規模が大きい地区特性に特化した基準となっており、狭小な敷地もある一般地域へ適用することは厳しすぎると考え、新規格基準では、突出広告物を設置できるようにしています。しかし、落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても出幅に制限を設け、 1.5m を超えて突出するものは現状でもほとんど見受けられないため、当該数値を基準として定めるようにしています。地上から下端までの高さは、歩行者の安全確保のため、民地内においても高さ 2.5m 以上とします。面積についても、突出広告物単独の規格基準が必要と考え 20 m^2 以内に設定します。

「基準設定の考え方」の右欄には「新規格基準」を記載していますが、赤文字は緩和するところで、青文字は厳しくするところです。

次に 2 ページ、「沿道・商業系地域」です。地域区分図ではオレンジ色で着色している地域です。この地域に相当する都市景観形成地区として「シーサイドももち地区（商業・業務地区、レクリエーション地区）」、「香椎副都心（千早）地区」、「アイランドシティ香椎照葉地区（センター地区）」が該当します。新基準を設定するにあたっての考察ですが、これらの地域では自家用広告物に限定しているなど地区の特性に特化した内容

となっており、中小の建物や様々な業種が混在している一般地区へ適用することは厳しすぎると考えます。景観誘導の考え方としましては、現行の規格基準を基本としつつ、沿道サービス施設と住宅が混在している特性を踏まえ、建物大型化への対応を図ることとあわせ、屋上や地上設置広告物について面積基準等を定めます。

屋上設置広告物については、都市景観形成地区の基準となっている屋上広告物の禁止を一般地区へ適用することは厳しいが、面積基準を設ける必要があると考え、新規格基準では地上設置広告物の規格を準用して 50 m²以内とします。

地上設置広告は、都市景観形成地区における規定を一般地域に適用するには厳しすぎるため、新規格基準では現況においても高さ 20m 程度までのものが多いことから、秩序ある広告物景観のため 20m を超える広告物の設置を制限します。面積は現行の広告物の規格と同じとします。

壁面設置広告物の広告板については、「都心部・空港地域」で説明した大規模建築物への対応のとおりです。すべての壁面設置広告物についても、都市景観形成地区における規定を一般地域に適用するには厳しすぎると考えており、新規格基準は現行の規格基準と同じとします。

突出広告物については、都心部・空港地域と同じです。

次に 3 ページ「住居系地域」です。地域区分図では黄色で着色している地域です。これらの地域に該当する都市景観形成地区は、「シーサイドももち地区（集合住宅地区）」、「アイランドシティ香椎照葉地区（集合住宅地区）」、「元岡地区」です。新基準を設定するにあたっての考察ですが、自家用広告物に限定することは、中小の建物や様々な業種が混在している一般地区へ適用することは厳しすぎると考えます。景観誘導の考え方としては、住宅地が大半を占める中、スーパーや沿道サービス施設が立地する特性を踏まえ、屋上、地上、壁面の面積基準等を定めます。

屋上設置広告物については、都市景観形成地区のような屋上広告物の禁止を一般地区へ適用することは厳しいが、住宅地が大半を占める中、スーパーや低層の商業施設も立地していることから一定の広告物が必要であると考え、建物高さの 1/2 とします。面積については、地上設置広告物の大きさまでとします。

次に、地上設置広告物です。都市景観形成地区では、住宅地の特性に特化した基準となっているため、そのままの適用は難しいが、スーパーなどの生活利便施設やガソリンスタンド、飲食店などの立地が可能なため、これらの施設の広告物が掲出できるよう高さ 10m 以下、面積 20 m²以内とします。

壁面設置広告物の広告板についても、住宅地であるがスーパーなどの生活利便施設やガソリンスタンドなども立地しているため、地上設置広告物の基準を準用し、面積は 20 m²以内とします。すべての壁面広告物としては、現行の規格基準と同じとします。

突出広告物については、住宅地という地域特性から面積は 10 m²までに設定します。それ以外は他の地域と同じです。

次に4ページ「自然・低層住居系地域」です。地域区分図では緑色で示している地域です。これらの地域に該当する都市景観形成地区はありませんが、区分した地域には戸建住宅もあることから「シーサイドももち地区（戸建住宅地区）」、「アイランドシティ香椎照葉地区（戸建住宅地区）」を参考に記載しています。新基準を設定するにあたっての考察ですが、都市景観形成地区では自家用広告物のみの限定など計画的な戸建住宅地に特化した基準となっており、小規模店舗などが混在して立地する一般地区への適用は厳しすぎると考えます。しかし、閑静な住宅街や自然豊かな景観を阻害しないよう、広告物の掲出面積が過大とならない基準を設定します。

まず、屋上設置広告物です。「自然・低層住居系地域」においても小規模店舗などが立地することから、平屋への掲出などを考慮して高さ1m程度は設置できるよう、建物高さの1/3以下の掲出とします。面積は、地上設置広告物を準用し10㎡以内に設定します。

地上設置広告物の高さについては、都市景観形成地区と同様の規模の規制が可能と考えられることから6m以下とし、面積については、小規模店舗や診療所などが混在することを考慮し、都市景観形成地区の基準の1敷地あたり10㎡以内を準用して、1個あたり10㎡以下に設定します。

壁面設置広告物の広告板については、地上設置広告物の基準を準用し10㎡以下に設定します。広告板を含めたすべての壁面設置広告物については、1/10や1/15では小規模な店舗等での設置が厳しいと考えられることから、新規格基準設定は現行の基準と同じとします。

突出広告物については、「住居系地域」と同じです。

資料1に戻っていただき「第23回審議会における委員からのご意見について」次の項目から説明します。

3番目の【空港周辺の地域区分について】です。「空港地域について、月隈等の周辺は緑や道路であり、ひとくくりに地域を指定することには違和感がある。賑わいということであれば国内線・国際線ターミナルのある場所に限定するべきではないのか。」とのご意見について、空港内及び国内線・国際線ターミナルの周辺に限定するよう資料2の4ページ地域区分図を修正しています。図が小さいため、プロジェクターで拡大した図を表示しています。拡大した図のピンクで着色したところが空港地域を示しています。空港周辺については、国内線ターミナル周辺および国際線ターミナル周辺のみ指定するようにしています。

次に4番目の【市街化調整区域の規格について】です。「市街化調整区域においては、景観保護のために広告物の掲出を極力抑えるとあるが、郊外に人を呼びこみたいと思っている人もいます。飲食店等の看板や道案内等の規模を制限するのはいかがなものかと考える。」とのご意見について、市街化調整区域では、都市計画法において指定される「大規模流通業務施設指定区域」に係る場合は「商業・沿道系地域」とみなし、「沿道サー

ビス施設指定路線」に係る場合は「住居系地域」とみなして規格基準を適用します。資料2の3ページ「許可地域における地域区分の設定」の“対象地域”に、それらの区域、路線を追記しています。

次に5番目の【障がい者への配慮について】です。「福祉のまちづくり条例との連携も図りながら、地上から広告物下端までの高さや点字ブロックとの離隔など、身体あるいは視覚に障がいのある方にとっても安全に配慮された基準を盛り込むべきではないか。」とのご意見について、資料2の13ページに、広告物の高さや点字ブロックに関する規格基準を共通事項として記載しています。

次に6番目の【屋外広告物の展望について】です。「屋外広告物に関する展望などについて広告代理店にヒアリングしてみるのも有用ではないか。」とのご意見について、広告代理店の方に屋外広告物についての近況をうかがいました。時間の関係もあり、1社3名の方の参考意見ですが要旨を記載しています。一つは、「スマートフォンや通信販売などの普及により、屋外広告市場は厳しい状況にある。」それから、「広告主が求める費用対効果を上げるには、多くの人に認知される手法、場所が必要である。渡辺通、博多口は広告枠が空くことなく掲出されてニーズが高い。中洲ではニーズが低く表示面のない看板が多くみられるようになった。」また、「LEDビジョンなどの動画広告は、屋外で人が移動している状況では広告効果が弱いため、屋外広告としてはあまり広がって行かないのではないか。」というようなご意見でした。

次に5番目の【許可証票シールについて】です。「無許可広告物の改善策として、許可を得ている広告物がわかるようにシールを貼付する等の方法が考えられる。」とのご意見について、条例第12条に“許可を受けた者はその広告物に許可証票を張り付けること”になっていますが、実際には張り付けられていない場合が多く見受けられます。貼付後の状況を確認するなど、今後、改善に向けて方策を検討したいと考えています。

規格基準等の説明は以上です。

引き続き資料4【市民意見募集の概要】を簡潔に説明します。市民意見の募集期間を平成27年10月末から1ヶ月間予定しています。資料の閲覧配布場所は、都市景観室のほか、情報プラザ、情報公開室、各区役所、福岡市ホームページを考えています。意見の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかとなっています。以上で本日の資料の説明を終わります。

○会長

ただいま、事務局より説明があった資料について質問やご意見等はありませんか。

○委員

空港地域について、(スライドで説明があった) 図のピンク色の範囲は前回審議会からどのように変わったのでしょうか。

○事務局

今回は空港と空港周辺をすべてピンク色の「都心部・空港地域」に地区指定していま

したが、委員よりご意見がありましたので、空港周辺については、国内線ターミナル周辺、および国際線ターミナル周辺に限定したものでございます。

○委員

どこを含んで、どこを外したのか、これでは分かりません。

滑走路の部分も空港地域としてピンク色に着色しているが、これは外さないのでしょうか。ターミナル周辺のところだけを指定するのかと思ったのですが。

例えば、空港ターミナルビルはどうなるのですか。ピンク色が濃いところ（ターミナル周辺）だけであれば、緩和の対象範囲として理解できますが。

空港敷地内の施設等も、積極的に広告物掲出を進める「都心部・空港地域」として含むのでしょうか。

○事務局

その通りです。空港（敷地）の内部と国内線・国際線ターミナル周辺については、「都心部・空港地域」としての基準の取り扱いとする方向です。

○委員

図で示されている国内線・国際線付近の濃い色の範囲は何を意味するのでしょうか。

○事務局

空港敷地外ということが分かりやすいように、このエリアだけを濃く示していますが、このエリアも空港敷地内と同じ地域の位置づけとしております。

○会長

図は、対象の地域がここである、という説明のための資料という位置づけですね。管理が違う空港周辺の該当する地域を示しているようですが、色の違いについての説明ができていないようなので、色の違いは無くしてよいのではないのでしょうか。

○委員

都心部のピンク色の部分と都市景観形成地区の基準の違いがよくわからないのですが。

○事務局

赤の線で囲んだところは、「都市景観形成地区」で、各地区で独自のルールが既に定められている地区です。ピンク色で示したところは、今回新たに設定する「都心部・空港地域」ということで、都市景観形成地区を除く一般地域の中の一つ、ということなのです。

○委員

「都心部・空港地域」と、都市景観形成地区の「天神地区」等との基準の差は、どれを見たらよろしいのでしょうか。

○事務局

資料3の1ページ目に都市景観形成地区の「天神（明治通り・渡辺通り地区）」、「はかた駅前通り地区」の基準を示しており、地図の赤い線で囲んでいるところです。

「都心部・空港地域」はその右側、黄色の欄に示しています。

○委員

ピンク色の「都心部・空港地域」と赤線の「都市景観形成地区」とで、大きくはどういう違いがあるのでしょうか。

○事務局

屋上設置広告物についてみますと、「都市景観形成地区」では設置自体を認めていないのですが、「都心部・空港地域」では現行規格基準と同じ規模の広告物が掲出できます。また、「都市景観形成地区」では設置できる広告物を自家用に限定しているのに対し、「都心部・空港地域」では自家用広告物に限定していません。

○委員

空港地域のピンク色で図示されているのは、民間の広告物が建つことがない、という意味ですか。

○事務局

図で濃いピンク色で示したところは、民間が広告物を掲出できるところです。

○委員

薄いピンク色の部分は、公共の用地、ということよろしいでしょうか。

○事務局

その通りです。

○委員

公共の用地にはターミナルビル等が建っていますが、そこも新基準の広告物を掲出することができるという位置づけでよろしいでしょうか。

○事務局

その通りです。

○委員

「都心部・空港地域」における壁面設置広告物について、資料3の表中に赤文字で書かれた内容についてですが、例えば、壁面積900㎡と1,000㎡とでは、掲出できる広告物は同じ大きさになります。壁面が大きくなればそれに比例して大きな広告物を掲出できるようにイメージしていたのですが、基準として整備するためにはその部分はやむを得ないという考え方でしょうか。

○事務局

壁面積1,000㎡までは、壁面積の1/3以下かつ50㎡以内で、掲出規模の上限は固定されています。壁面積1,000㎡を超えると建物規模が大きくなりますが、現行基準のままですと建物規模に比して広告物が小さく感じられるため、壁面積に比例して緩和していくということです。

○委員

壁面積1,000㎡と900㎡とでは、広告物は同じように最大50㎡しか掲出できないということですね。基準を設けているためやむを得ないということですね。

○事務局

その通りですが、今までは壁面積 3,000 m²でも 50 m²までが最大だったところを、今後は壁面積 1,000 m²を超える建物については緩和するようにするものです。

○委員

一つの例として尋ねます。歩行者の安全確保や景観を良くするという意味では、資料や説明のような規制を設けることは良いことと思います。反面、個人の権利を制限することになります。その基準が適正であるか否かの判断が難しいのです。例えば、壁面積 1,000 m²を超えると 1/20 以内とありますが、これが他の自治体などと比べて過剰な規制となっていないか、そこが気になります。

○事務局

これにつきましては、規制を厳しくするものではなく、逆に緩める方向の基準です。現行の規格基準は、昭和 47 年の条例制定の当初から変わっておりません。1,000 m²を超える壁面積について今回それを緩和しようとするものです。

○会長

今の質問の主旨としては、他都市と比較してどうなのか、ということだと思えます。他都市と比較によってこの基準が適切との判断の根拠を示していただきたい。

○委員

他にも、突出広告物の下端の高さ 2.5m 以上などがありますが、他都市と比べてこれが厳しくなっていないか、ということをお教えいただきたい。

○事務局

道路上に突出して設置されるものはその下を 2.5m 以上空けるように既に定められています。道路から一步入った駐車場などの民地でも、ほとんど道路と変わらない状況になっているとことでは、道路と同じような扱いにしないと危険ではないかという考え方によるものです。これは、下を通ることができる場合についてのみ、この基準を適用するというので、道路の基準を民地内にも準用するものです。

○委員

道路は不特定多数の人が通る場所であり、そういった場所に建てるものと、民地に建てるものとで、基準としてどの程度厳しくしてよいのか、その判断が分からないので、他都市でそういったことを決めているところがあれば、ひとつの判断材料になると思うのです。路面より 2.5m 以上で良いとは思いますが、民地でそういう基準を設ける必要があるのかどうか、同じような基準が他都市にもあるのか、ということを知りたい。

○事務局

「香椎副都心地区」や「シーサイドももち地区」などの都市景観形成地区でも、路面より 2.5m 以上ということをお定めているので、これを一般地域にも適用してよいのではないかと考えています。今まで全く規制をしていなかったわけではありません。

○委員

他都市は、例えば横浜やそういった都市で同じような基準を定めていないか、ということかと思えます。

安全上の問題として路面より 2.5m 以上ということについては、私有地であってもそこが半公共的な場所である場合に、人が頭を打ってしまうような危険を避けるためにこの基準を適用するのだ、というような説明をしていただければと思います。

そもそも、福岡市として広告物をどのようにしたいのか、出来るだけ規制せずに「アジア的」な都市を目指すのか、それとも規制を強化することで、静かで成熟した「ヨーロッパ的」な都市を目指すのかでも変わってくるかと思いますが、その部分がどう考えられているのか、今回のご説明になかったので、少し分かりにくかったのではないかと思います。

○会長

福岡市として広告物をどのようにしていきたいのかについて、事務局から回答をお願いします。

○事務局

資料2の1～2ページ目に、屋外広告物の役割りや見直しの方向性を記載しております。広告物の役割りとして、景観を構成する重要な要素の一つである一方で、無秩序な氾濫は風致を損なうという面もあります。そこで、2ページ目の右側、緑で示した部分に、「地域特性に応じた賑わいの創出と周辺との調和」と記載していますが、例えば自然・低層住居系地域であればそれに相応しい景観を目指すなど、地域毎の特性を踏まえた上で屋外広告物の規格基準を定める必要があると考えております。

○委員

先程の説明では「都心部・空港地域」においては基準が緩和される方向と言われましたが、その地域では大規模な広告物でも掲出できるように改善したいということですね。

先ほどの質問にもありましたが、他都市と比較してどうなのかということについては、把握されていないのでしょうか。

○会長

先ほどから同じ質問が続いておりますが、説明できる資料が見つかりましたら回答をお願いします。

それから、「アジア的」か「ヨーロッパ的」というコンセプトに関する問題ですが、明らかに「アジア的」な基準で量的に大きなものとなっております。

これまで福岡市は、全市を一括して同じ基準で取り扱っていましたが、これからは、住環境を保全する地域であるとか、自然の景観を優先させる地域などを区分して、その地域にふさわしい景観を目指すということ、そして、大規模な建築物も出てきていますので、壁の投影面積に対する広告物の量的なあり方を見直そうというものです。最近の例では、博多駅のような大きな建物の場合、今までの基準では小さすぎたのではないかということへの反省もあり、もう少し緩和の方向に配慮していくものと考えます。

もう一つの変更点は、「広告塔」と「広告板」があります。「広告塔」は立体的なもので、「広告板」は平面的なものを意味しますが、現在この両者の区別はほとんどつかない状況にあります。これを統一した基準にしていこうとするものです。

変更点ひとつひとつを皆様に賛否を問うこともできるのですが、今は全体としてのご意見を伺えればと思います。

○委員

「自然・低層住居系地域」ではきちんと規制をしていこうという考え方かと思いますが、地上設置広告物は1個あたり 10 m²以内となっています。例えばこれを5個設置すると 50 m²となり、これではあまりコントロールしていることにならないのではないかと感じられます。

○事務局

地上設置広告物につきましては、ご指摘のとおり敷地全体での基準を設けていませんが、現行の基準では面積制限がない状況ですので、まずは1個あたりの面積だけを基準として設けるように考えています。

○委員

これでもかなり改善されるであろう、ということ在意図しておられるということですね。わかりました。

○会長

実際にかかなり大きい広告物が設置されている貸看板等については、少しは改善されるのではないかと期待されます。段階的な改善と理解した方が適切かもしれません。

○委員

自社看板とその他の広告を合わせて、この規格基準以内にしなければいけないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

その通りです。

○委員

壁に文字だけ付ける場合、面積はどのような算定になるのでしょうか。

○事務局

文字があるところを囲った面積になります。

○委員

「都心部」の範囲は、以前から変わっていないのでしょうか。

○事務局

「都心部」は前回からこの範囲となっております。

○委員

「都心部・空港地域」には、「壁面積 1,000 m²超は壁面積の1/20以下」という、現行よりも緩和した基準が適用されるということでしょうか。

○事務局

その通りです。

○委員

その中で少し疑問なのは、市民の景観に対する意識をアンケート調査されていますが、『屋外広告物が景観を乱していると思うことがあるか』という設問に対して『よくある』『たまにある』を合わせると70%代後半になります。これをみると市民のニーズについての分析が足りないと感じられます。

○事務局

屋外広告物の種別は、屋上に設置されるもの、地上に設置されるもの、建物壁面に設置されるもの等、様々な種類があります。今回の見直しにつきましては、全市一律であったものを地域毎に分けるということと、都市景観形成地区との比較で新地域区分の規格基準について説明をしましたが、ほとんどが規制を強化するものです。規制を緩和するものは「都心部・空港地域」「商業・沿道系地域」の壁面設置広告物になります。建物規模が大きくなる場合、壁面積1,000㎡につき50㎡でちょうど1/20となり、それ以上の規模の建物は、それと同じ割合で広告物を大きくできるという緩和にしています。しかし、「都心部・空港地域」でも突出広告は基準を強化していますし、他の地域でも基本的には規制を強化するものでして、そういう部分ではアンケート結果を地域区分に反映し、適切な規模となるように抑えているものです。

○委員

大きなビルを建てても小さなビルと同じ規模の看板しか出せないという理不尽な事情は分かりますが、市政アンケートにおいて『周辺の街並みと合っていない』『色彩が派手すぎる』『広告物が多すぎる』と感じているが、それが都心部におけるものなのかどうか、もっと分析を加えなければ、都心部の基準を緩和すると判断するのに自信が持てません。

他都市で、例えば京都などでは色々な規制がかけられています。それを見習うということではありませんが、大阪や横浜など、また別の意味ではヨーロッパやアジアなどと比較をしながら、現状のどこに問題があるのか、また効果的な広告の使い方などの調査分析が不足しているように思います。

この議論の中だけで緩和あるいは強化を論ずるには、市民の意見の吸上げが不十分であり、責任を持った判断が専門家におまかせになってしまうのではないかと、ということをおぼやかしみます。もう少し時間をかけてでも市民の意見を分析し、市の方針に反映すべきと考えます。

○会長

重要なお指摘をいただいたと思います。

他にご意見はありませんでしょうか。

○委員

のぼり旗についてです。例えば市営駐輪場のような公共のものを案内するために付近の歩道の手摺等に設置されるものや、祭り等で一時的に設置されるものについては、期間と範囲を限定して許可をすることで差し支えないと思いますが、民間の方から公共のものは自由にガードレール等に設置してよいのか、というご指摘を受けることがあります。安全面では、旗がなびく、歩行者に当る、自転車等の通行の阻害となるなど、公共のものだから問題ないという理屈は通用しないと思われま。公共のものでも駄目なところは駄目、認める場合はきちんと許可申請をしてもらうようにしないと、市民の理解を得られないと思います。取り締りをしてくださる地域の方にとっても、分かりにくい部分があります。

もう一点、前回審議会で議題となっておりましたバス停ベンチ広告について意見を言わせていただきますと、広告によるベンチの設置（事務局注記：広告収入をベンチの維持管理費に充当するシステム）は非常に難しく、景観を乱す可能性も高いため、ここは市が主導して責任を持って設置していただきたいと思います。鹿児島では、観光バスのりばのところにガードレール状の2本のパイプがあり、それがちょっとした椅子や腰掛けの替わりになります。ベンチ設置の計画には参考にしてはどうかと思います。さらに言わせていただきますと、民間での広告設置の是非も含めて。

空港のところは範囲を限定して示していただきたいと思います。

○会長

のぼり旗に関するご指摘について、事務局から回答することはありますか。

○事務局

のぼり旗についてですが、行政であれば何でも掲出してよい、というものではありません。道路交通や安全を阻害するものは掲出できないことになっています。

○会長

民間のものも公共のものも、取り締りが十分に出来ていないということは事実だと思います。危険を感じるもの、駄目だと分かっているものも多くあるかと思われま。行政の方でもしっかりと取組んでいただきたいと思います。

○委員

営利目的の上では、のぼり旗を立てたいという心理は十分に理解できます。しかし管理責任をしっかりと負わせなければいけない。市営駐輪場でも、前が見えない、信号が見えない危険なところに、現実的にのぼり旗が立っています。これをみて民間も歩道や点字ブロック上等に看板を出してきて、取り締りに困る事態になります。設置を認めるのであれば管理責任が明確になるようなルール、適正な管理が出来る仕組みを求めま。

○委員

私は、博多駅の南側、美野島というところに住んでおります。のぼり旗の話がありましたが、交通安全や防犯等ののぼりが公民館に大量に支給されてきます。それらを設置すると、ぱちんこ屋の開店のようにならずらっと並ぶ形になり、非常に危ないと感じており

ます。また、「チカン注意！」や「キケン！」という文言が、赤い文字で派手に書かれており、文言や表現も、景観上は決して美しくありません。何か良い改善策はないものかと、日々思っております。

○会長

これについて、今回は資料もなく現状も把握していませんので、状況をしっかりと確認した上で、審議会で議論する機会を設けていただきたいと思います。

○委員

今回の改正では、基準を厳しくしたり緩和したりしていますが、改正前から設置してあるもので改正後に新基準に合致しないものについては、どのような取り扱いになるのでしょうか。

○事務局

今後設置されるものについて、この新基準に適合するよう作っていただきたいと思いますと考えており、新基準に合致していない場合、すぐに取外しを求めるものではありません。

○委員

発光可変表示式広告物について、交通安全に係るものとして制限を設けていますが、恐らく10m以下のところにも現状、広告物が設置されていると思われま。それらについても、同様に取外しを求めないという判断になるのでしょうか。

○事務局

新しく設置し直す時に、新基準に適合するようにはしてもらうことになります。なお、新基準を運用する前には、市民に広報・案内を行う予定です。

○会長

道路交通法の方でも、信号機の周辺における配慮事項等の規制があったのではないのでしょうか。事務局で確認をお願いいたします。また、今回の見直しにより、どの程度の広告物が既存不適格になるのか、事務局は把握していますか。

○事務局

既存不適格となる地上設置広告物について、「商業・沿道系地域」では、面積50㎡以内の基準を適用した場合が約3%、高さ20m以下の基準を適用した場合が約1%となっています。「住居系地域」では、面積20㎡以内の基準適用に対して約8%程度、高さ10m以下の基準適用に対して約15%程度となっています。「自然・低層住居系地域」では、広告物自体がかなり少ないのですが、面積10㎡以内の基準適用に対して約30%程度、高さについては現在5m以下の統計しかありませんが、それですと約60%程度が既存不適格という状況です。

○会長

数量はどの程度のものでしょうか。

○事務局

「自然・低層住居系地域」のうち、市街化調整区域における「沿道サービス施設指定

路線」の適用を受けた施設は「住居系地域」の水準まで緩和するようにしましたので、それに該当するものを除くと既存不適格の割合はかなり減るのではないかと思います。今はその数量は持ち合わせておらず、申し訳ございません。

○会長

既存不適格が多いと新基準の適用が難しくなると考えられますので、再確認していただければと思います。他にご意見はありますか。

○委員

屋外広告物の地域区分の考え方について。私の住んでいる東区は、屋外広告物地域区分図を見ると、大半が「商業・沿道系地域」に分類されている状況です。恐らく工業地域や準工業地域が多く、用途地域からこのような区分になったものと思われるが、現状を見ると、住宅に変わってきているところも増えてきております。集合住宅等に住まれている方々からすれば、あまり大きな看板を近くに立てて欲しくはないという想いがあるのではないかと思います。地域住民から、この辺りはもう少し規制を厳しくしてほしいというような意見・要望があったときに柔軟に対応できる仕組みも作っておいた方がよいのではないかと思います。ぱっと見て、こんなに広範の地域が一律に「商業・沿道系地域」でよいのだろうか、というのが率直な印象です。

○会長

今の点は、市民からの意見を反映できる仕組みづくりということで、これからの課題として大事なことだと思います。

福岡の場合はマンションが多くなってきており、1階の部分を商業系に近い用途で活用されている事例が多くあります。そういったところに配慮した内容になっていると思います。それ以外のところは「自然・低層住居系」として区別していますので、違いは出ているかと思います。具体的な数字で行きますと、「住居系地域」は地上設置広告物の高さ10mになり、道路幅を20mと仮定し、そこから仰角45°くらいの範囲における広告物のあり方を考えると、その範囲全部を広告で埋められてしまう可能性を否定する訳ですから、適当な数字ではないかと思います。

○事務局

地域住民が自ら話し合い、屋外広告物の自主的なルールを定めることができるよう、資料2、14ページの「地域景観の魅力向上」に示すように、今回「屋外広告物協定地区（仮称）」を設けたいと考えております。このような規定をあらかじめ定めることにより、地域住民の皆様が話し合われたルールを作っていくことも可能にしていきたいと考えております。

○委員

「都心部・空港地域」の特性として「福岡を代表する景観拠点に相応しいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域」とありますが、来訪者が来ても、看板やビルなど天神にはシンボリックなものがありません。そういったものを誘導してつくと

いうのもあるのではないのでしょうか。明治通りでは再開発に伴うビルの建て直し等が計画されていますが、これが真っ平らで広告も目立たないものとなると、天神地域のシンボル性や写真に撮りたくなるような景観があまり無い気がします。博多駅の方では、公園も含めてシンボリックな建物、看板もあり、駅前にできる「マルイ」もどんな看板を出すのか楽しみではあります。新しくつくられる施設には、一目見て「ああ天神だなあ」、「博多だなあ」というのを実感出来る景観に誘導していく必要もあるのではないかと考えております。

前回審議会で音の問題が議論されました。しかし音は屋外広告物としての規制がない。一方で、今回の資料に全く書いてありませんが、「色」や「デザイン」というのもあるわけで、その統一の必要性が市民の問題意識のなかに芽生えさせるようなことも必要なのではないかと思えます。

○会長

これから天神地区の再開発が進んでいくと思いますので、それをどう誘導していくのか、屋外広告物の観点からもしっかりと考えていく必要があると思います。

また、色の規制については、調査・検討中の問題ですので、早い時期にご相談できるようにしたいと思います。

他にご質問、ご意見等はありませんか。

○委員

地域のルールづくりは、地域によって事情が異なるので難しいと思いますが、どのように市民と共生しながらそのルールを運用していけるか、ということで、14 ページに特定地域を定める規定とあり、将来的に網の目のような細かいルールづくりに発展していく可能性もあります。そこをきちんと意識しておかないと、アバウトなエリアでルールを定めるか、個別に対応していくしかなくなります。14 ページにあるようなしくみを作られるのは良いことであり、トライアンドエラーと言っては失礼かもしれませんが、まちも変化し住む人も変化する中で、その意見をうまく採り入れられるルールづくりを是非考えていただければと思います。

○会長

大分、色々な角度から意見を出していただきました。

今回の基準と他都市との比較について、分かりましたか。

○事務局

壁面設置広告物に関する質問にお答えします。福岡市では、今まで壁面積の1/3以下かつ50㎡以内としてきたところを少し緩和していく方向になります。福岡市と同じような商業都市として、大阪市では壁面積の1/3以下という基準があります。名古屋市では100㎡以内、北九州市では50㎡以内としているような状況ですが、福岡市としてはこれらの都市の、概ね中間くらいになるものと考えております。

○会長

私から少し補足しますと、福岡市は国土交通省の指導基準ほとんど同じような路線でやってきております。その代わりに景観アドバイザー会議等を設けて、大規模な建築物についてはしっかりと指導を行ってきており、とくに都心部の景観は良好に保たれているかと思えます。壁面積の1/3以下といっても、実際の数値は、天神も博多駅界限も3%程度です。市民にとっては、良い景観であると思っただいただいていると思えます。実際に市民意識調査で65%を超える人が福岡市の景観は良くなってきていると答えています。しかし、幾つか乱暴な広告もありますし、ご指摘にあったようなのぼり旗であるとか、生活に身近なところでの危険な状況というのもあり得ますので、このへんは考えていかなければならないと思っております。

これまでの意見を整理いたしますと、

空港界限について、対象地域の色をはずすようにすることを検討してください。

建物規模に対する壁面広告物規模の基準では、他都市と比較した説明がありましたが、事務局の提案で大丈夫であろうと思われます。

地上設置広告物の規制の単位が1個あたりではコントロールできていないのではないかとのご指摘でしたが、今まで面積についてまったく規制していなかったところを、段階的にやってみようということで、ご了解いただければありがたいと思います。

自社看板と貸看板の問題は、まだ調査・研究資料が十分に整っておらず、回答が得られませんでしたので、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

市民意識調査については、郊外と都市部における調査のあり方については、まだ改善の余地があると思えますので、今後の課題として残しておきたいと思えます。

のぼり旗の設置に関しては、深刻な問題となりつつあるので、放置しないで別途対応の方法を考えていただきたいと思えます。

規格基準改正後、現に設置してある広告物の取り扱いに対するご指摘については、後ほど確認させていただきたいと思えます。

交差点付近に設置してある発光可変表示式広告物の取り扱いについて、本当に危険なものは放置できないと思えますので、道路交通法との関係も確認して指導等の対応を図っていく必要があると思われます。

地域区分の設定について、地域住民等からの要望に応えられる仕組みづくりを検討してほしい。

都心部について、シンボル性や開発の誘導指針が必要ではないかとの指摘については、景観審議会とも連携しながら、一緒に考えていかなければならない課題だと思えます。

地域住民といっしょにその地域の広告物のあり方を考えていくシステムが大事であるとのことご指摘がありました。具体的な段階に入る前に対応を考えておく必要があると思えます。

以上、これまでの意見を整理してみましたが、私の方でメモしきれなかったところもあるかと思えますので、事務局の方で議事録をきちんと整理してください。

事務局から都心部の基準について一部緩和を図っていききたいという提案ですが、緩和してよいかのご判断をいただきたいと思います。委員からは、まだ緩和するべきではないのではないかという意見もありましたがいかがでしょうか。

○委員

全体的にはあまり緩和にはなっていないように思います。総じて、現状とあまりかわらないか、もしくはやや厳しくなっているような印象です。壁面設置広告物を緩和するとしていますが、現実的には、別途高さ等の制限からそれ以上の規模とするには無理が出てきているようにも思われます。

皆様の意見を良く聞いて、検討されるのが良いと思います。

○委員

皆様の意見には従いたいと思いますが、ちょこちょこと緩和するのは逆に分かりにくいので、緩和するのであれば大幅に緩和して、それに伴う色のあり方も含めて、メリハリの利いた基準を検討いただければと思います。

また併せて、市民のニーズへの配慮も、検討の機会があればありがたいと思います。

○会長

クローズド（事務局注記：閉ざされた。限定的。など）な場所であるとか、狭い路地等に対しては、もっと緩和しても良いのではないかと、以前から思っております。総合的に考えてよいのではないかと思います。

○委員

資料2の14ページ「屋外広告物活用地区」で地域の方が求めているものがつくれる「特区」のようなものが設定されており、将来的にその地区の人が良いと思うものが実現できるようになっていく仕組みになっています。これをうまく使うかどうかは、市民ともっと深く景観について議論をすれば良いと思いますので、是非活用しながら全体にルールが浸透していけばと思います。そういった意味では、この14ページの仕組みは非常に良いと思います。

○委員

ベーシックなルールとして、数量が何㎡であるとか、壁面積の何分の一であるとか、「数」で判断する訳ですが、実際には景観の良否を数や色で簡単にはかることは出来ません。ですから、議論する仕組みをつくって、良いか悪いかのチェックが出来るような仕組みをつくるのが大事かと思います。あまり杓子定規になりすぎないようにしていくことが大事であると思います。

○委員

先ほど地域住民との融合ということで話がありましたが、私の地域でも、まちづくり協議会がありまして、商店街と一緒に面白くやりたい、と考えて取り組んでおります。

また、博多駅近辺に、デザイナー学院がありますが、そのフロアには学生さん達の

作品が常に展示されています。そのような学生さん達も取り込むことで、もっと面白い取り組みができるのではないかと考えております。

○事務局

本日の提案は、全市一律の数的基準を4地域区分に分けて、まずは最低限度のことをやろうとするものです。皆様からのご意見にもあるように、「ここはもう少しこうした方が良いのではないか。」ということがありましたら、「特区」のような制度を設けて、皆様と議論させていただいた上で地区毎にルールを取り決めができるようにしていきたいと思っています。今回は、その地区単位でルールづくりができる制度の頭出しと、全市一律であった基準を4区分に分ける、というところがございます。数字の話は無機質になってしまいますが、しっかりと魂を込めるところはしっかりとやっていきたいと考えています。

○会長

委員の皆様、ご意見ありがとうございました。

今回の改正は小さな一歩であると思っています。資料2の14ページに示す「特定地区を定める規定」の仕組みは、地域住民の意見が反映されるという、今後に向けた可能性を残していると考えます。このあたりをしっかりと着地させることができるように、議論できる仕組みを作っていただきたいと思います。これまでは市の方で一方的に基準等の指定をしてきましたが、これからはもう少し違う形を考えていってよいのではないかと考えております。

そういった中で、少し改善していただきたいところや、修正していただきたいところ、不足している部分もあるかと思えます。少し課題が残っていますが、この方向性を認めていただけるかをお諮りしたいと思えます。お認めいただけますでしょうか。

<一同>

(異議なし)

○会長

本日は長時間にわたって、良い議論が出来たと思えます。

こういう議論が大事で、これからのまちづくりを進めていくことになると思えますので、次回もこのように進めていきたいと思えます。皆様にとっては大変だったかと思えますが、これで幾つかのことが前進していくと思えますので、いただいた課題については、出来るだけ早い時期に屋外広告物審議会を開いていただければと思えます。

是非、仕組みづくり、看板の種類、のぼり旗、アンケートのとり方等への配慮と改善を図っていただきたいと思えます。

<会長による議事進行終了>

○事務局

事務局より、連絡事項を申し上げます。

今後のスケジュールですが、本日の意見について会長と相談した上で資料を修正し、

規格基準見直しについて市議会や市民の皆様に意見をうかがって参ります。

次回の審議会につきましては、来年平成28年の2月頃を予定しています。あらかじめ委員の皆様スケジュールを確認させていただき、開催日時を調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、これをもちまして、第24回福岡市屋外広告物審議会を終了いたします。

以上